

令和8年度 公文書開示（7月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R8. 5. 28	R8. 7. 27	6 スイス第13号アントレプレ ナーシップ育成プログラム推進 事業実施要綱の制定について外 587件	590		1				1	1	1						(7条2号) 当該部分は、個人に関する情報で特定の個人を識別 することができるため又は特定の個人を識別するこ とはできないが、公にすることにより、なお個人の 権利利益を害するおそれがあるため。 (7条3号) 契約等における審査結果のうち、採択された法人以 外の法人名を公にすることは、当該法人の競争上又 は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれ ると認められる情報のため。 (7条6号) 契約等における審査委員会等の審査委員を公にする ことで、外部からの接触が可能になるなど率直な意 見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわ れるおそれがあるため。	スタートア ップ戦略推進本 部戦略推進部 スタートア ップ推進課
2	R8. 5. 28	R8. 7. 27	・2024年12月に法政大学から共 同事業の協定解除の申し入れが あった際の文書 ・2025年1月に共同事業中止を 決定した際の文書 ・令和6年12月19日付6 スイス 第1211号「大学研究者による提 案事業に係る協定の解除につい て」	8		1					1	1						(7条3号) 法人その他の団体に関する情報であって、公にする ことにより、当該法人等の事業運営上の地位その他 社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 当該部分は、法人の印影であり、公にすることによ り、犯罪の予防その他の公共の安全の秩序の維持に 支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	スタートア ップ戦略推進本 部戦略推進部 スタートア ップ推進課